

第二十一号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十五年四月分から平成二十六年三月分まで」を「平成二十六年四月分から平成二十七年三月分まで」に改め、「知事等」の下に「（病院事業管理者を除く。）」を加え、「八十二万円、病院事業管理者にあつては九十三万円」を「八十二万円」に改め、「（第一号から第四号までに掲げる者に係る期末手当を除く。）」を削り、同項第二号中「百分の十八」を「百分の十」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の五」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の五」に改め、同項第五号を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。